

焼津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画

策定支援業務委託 仕様書

令和 7 年 5 月

焼津市健康福祉部介護保険課

焼津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画策定支援業務委託仕様書

1 業務名称

焼津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画策定支援業務

2 目的

本業務は、老人福祉法第 20 条の 8 及び介護保険法第 117 条第 1 項並びに共生社会の実現を推進するための認知症基本法第 13 条第 1 項の規定により、高齢者等を取り巻く状況や意識の調査分析を踏まえ、焼津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画（以下「第 11 期ほほえみプラン 21」という。）を策定することを目的とする。

3 期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日まで（2 か年度）

4 - 1 令和 7 年度委託内容

(1) 国、県における高齢者保健福祉政策方針の把握

(2) 高齢者実態調査

ア 調査概要

番号	種類名	対象	方法 (回収)	調査数
1	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	自立・事業対象者・要支援 認定者	郵送調査 (70%想定)	自 立 700人 事業対象者 50人程度 要支援 650人
2	新在宅生活改善調査	居宅介護支援事業所・小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所・地域包括支援センター	電子メール (回収率100%)	50事業所程度
	市独自調査			介護支援専門員150人程度
3	居所変更実態調査	住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホーム、グループホーム、（地域密着型）特定施設、介護老人保健施設、介護医療院、（地域密着型）介護老人福祉施設	電子メール (回収率100%)	50事業所程度
4	介護人材実態調査	施設・居住系サービス、通所系サービス、訪問系サービス、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護	電子メール (回収率100%)	160事業所程度

イ 調査内容の提案・検討

第 11 期ほほえみプラン 21 策定の基礎資料となる質問文及び選択肢の提案を行うこと。

なお、詳細については、国及び県から通知及び実施の手引きが示された後に協議・決定するものとする。

ウ 調査票の作成

上記イで決定した調査内容による調査票を作成し、郵送するものについては印刷すること。

エ 発送用封筒・返送用封筒の作成

上記アに定める人数に対応した発送用封筒・返送用封筒を作成し、印刷すること。

なお、発送用封筒については角 2、返送用封筒については長 3 クラフトとし、返送用封筒の宛名は焼津市役所内とする。

オ 調査票の送付

調査対象者に送付する調査票及び返送用封筒の封入封緘に係る作業を行い、委託者が提供する宛名シールを使用し、調査票を送付すること。調査票の発送及び返送に係る郵便料金は受託者の負担とする。

なお、電子メールによる調査方法については、協議の上決定するものとする。

カ 集計・分析

受託者は回収済みの調査票の入力、自由意見、その他の書き抜き、集計・分析を行うこと。

なお、集計・分析の詳細な内容については、協議の上決定するものとする。

キ 報告書の作成

読み手に配慮したレイアウトとし、グラフやコメントを用いるなど、見やすさや分かりやすさに考慮し、集計・分析結果を取りまとめ、報告書を作成すること。

ク 県提出データの作成及び補助

県に提出する必要があるデータを作成すること。

ケ 地域包括ケア見える化システム登録のためのデータ作成及び登録支援

認定ソフトに取り込める形式のデータを作成、来庁し、登録を支援すること。

コ 打ち合わせ

必要に応じて対面又は Web による打ち合わせを行うこと。

また、要点をまとめた議事録を作成すること。

(3) 計画策定会議の運営支援

次の各計画策定会議への出席、受託者は全ての会議に出席し、運営支援を行うとともに、会議資料（原稿）及び議事録を作成するものとする。

なお、策定委員会等の事前打ち合わせ及び資料の作成については、原則として 3 週間前には完了することとし、委員会後は、速やかに議事録を作成し提出すること（素起こしと整文の 2 種類を提出すること。）。

ア 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（介護保険運営協議会）2 回程度

イ 認知症施策推進計画（認知症対策連絡会議）2 回程度

(4) 現状分析業務

ア 人口推計、認定者数の推計、現行の焼津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（以下「第 10 期ほほえみプラン 21」という。）の計画期間の評価、地域特徴を含めた現状分析、課題抽出を行い第 11 期ほほえみプラン 21 策定に向けた提案を行うこと。

イ 給付分析について、第 10 期ほほえみプラン 21 からの自然増分、準備基金取り崩しによる保険料の軽減効果、他自治体との地域間比較などを正確に現状分析・報告すること。

ウ 地域支援事業、高齢者保健福祉サービスについても現状分析、課題整理を行うこと。

- エ 市職員とともに市内 10 法人程度に対し、介護人材及び施設整備についてのヒアリングを実施すること。
- オ 国資料及び施策検討に資する情報提供や資料作成、先進事例の事例提供を適宜行うこと。

(5) 成果品（令和 8 年 3 月納品）

- ア 集計表 50 部
- イ 調査結果報告書 150 ページ程度 50 部（A 4 版）
- ウ 概要版 50 部（A 4 版・カラー刷）
- エ Raw Data
- オ ア～エのデータ（電子媒体に保存したもの）

4 - 2 令和 8 年度委託内容

(1) サービス事業量推計及び保険料の算出

地域包括ケア「見える化」システムを活用し、事業量推計・保険料算出を行うこと。

なお、事業量推計作業については、何度も修正等が発生することが予測されるため、市の要請に基づき担当者を派遣し、市担当者の要望に沿った修正、変更点の説明等を行うものとする。

また、国資料及び施策検討に資する情報提供や資料作成、先進事例の事例提供を適宜行うものとする。

(2) 策定委員会等の支援

策定委員会の開催を 5 回程、認知症施策推進計画（認知症対策連絡会議）3 回程度予定しており、受託者は全ての会議に出席し、運営支援を行うとともに、会議資料（原稿）及び議事録を作成するものとする。

なお、策定委員会等の事前打ち合わせ及び資料の作成については、原則として 3 週間前には完了することとし、委員会後は、速やかに議事録を作成し提出すること（素起こしと整文の 2 種類を提出すること。）。

(3) 第 11 期ほほえみプラン 21 の推計

次のアからオについて、推計を行うものとする。推計にあたり、地域包括ケア「見える化システム」を活用するとともに、国の基本指針に基づき市と協議し複数の仮定を設定すること。

なお、保険者機能強化推進交付金及び介護保険者努力支援交付金の評価指標に対応したものとする。

- ア 人口、認定者数、認知症高齢者数、一人暮らし高齢者数
- イ サービス利用者
- ウ 日常生活圏域ごとの予防給付・介護給付及び地域支援事業の費用額並びに利用見込量
- エ 保険料
- オ その他必要なもの

(4) 計画素案の作成

各種計画との整合性の確保や調和を保ち、策定委員会での意見や調査結果、現状分析結果、当市が提供する資料等を十分活用し、事務局との協議を重ねながら実情に即した国基本指針に基づく計画素案を作成すること。

また、保険者機能強化推進交付金及び介護保険者努力支援交付金の評価指標に対応すること。

- ア 将来フレームの作成
- イ 基本的方向性の検討
- ウ 構想・計画の構成検討
- エ 介護保険事業計画の見直し
- オ 高齢者福祉計画の見直し

カ 評価指標の見直し

キ 認知症施策推進計画の策定

(5) 成果品（令和 9 年 3 月納品）

次のとおり。いずれも表、グラフ、挿絵の挿入を必須とする。

ア 第 11 期ほほえみプラン 21

(ア) 本編：A 4 版、200 頁程度、表紙カラー、本文 2 色刷、300 部

(イ) 概要版：A 4 版、15 ページ程度、フルカラー、300 部

イ 打合せ記録簿：A 4 版、簡易製本、本文モノクロ、1 部

ウ 会議録（整文・素起こし）：A 4 版、簡易製本、本文モノクロ、各 1 部

エ 上記アからウのデータ（電子媒体に保存したもの）

5 その他

ア 作成した資料、計画その他の成果物の著作権については、全て焼津市とする。

イ 受託者は本事業の実施により知り得た情報を他に漏らしてはならない。業務完了後も同様とする。

ウ 委託料の支払いは、各年度 1 回合計 2 回払いとする。

エ 受託者は業務遂行の品質保証(ISO9001、ISO20252 等)ができること。

オ 受託者は個人情報の適切な取り扱いを保証（プライバシーマーク等）ができること。

カ 受託者は第 11 期ほほえみプラン 21 策定に関する調査について、十分な受託実績（10 自治体以上との契約）を有すること。

キ 業務は第 11 期ほほえみプラン 21 策定に係る国の最新の指針に基づくものであること。

ク 正確な実態や市民の要望を適切に把握できる調査設計を行うため、受託者は統計調査士、専門統計調査士、専門社会調査士のいずれかの資格を有すること。

ケ 受託者は、本仕様書で要求する事項を証明する書類を提出すること。

コ この仕様書に記載されているもののほか、必要事項については、委託者と受託者が協議の上、決定する。